

令和4年9月

# 国見町農業委員会定例総会会議録

令和4年9月14日 開会

令和4年9月14日 閉会

国見町農業委員会

令和4年9月  
国見町農業委員会定例総会会議録

---

1. 出席委員

1番	渋谷福重君	2番	赤坂正弘君
3番	佐藤武君	5番	佐久間久子君
6番	斎藤紀次君	7番	八島富一君
8番	佐藤浩信君	10番	井砂秀明君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

小坂・泉田地区担当	黒田武君
森山地区担当	佐藤正春君
徳江・塚野目地区担当	八巻信詞君
貝田・光明寺地区担当	吉田和男君
高城地区担当	高橋一博君
西大枝・川内地区担当	松浦富夫君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	実沢隆之君
農業委員会事務局係長	野村康宏君

1. 議事日程

---

議事日程

令和4年9月14日（水曜日）

午後1時30分開会

1 会長挨拶

2 議事録署名人指名

3 欠席者

4 会務報告

5 提出議案等

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

協議第1号 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について

6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

---

午後1時30分開会

○事務局 ただいまより、令和4年9月の国見町農業委員定例総会を開会いたします。

---

## 1 会長挨拶

○事務局 会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございます。

それでは、今後の議事進行につきましては渋谷会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

---

## 2 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） それでは、議事録署名人をこちらで指名してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 異議なしなので、5番、佐久間久子委員、6番、斎藤紀次委員にお願いいたします。

### 3 欠席者

○会長（渋谷福重君） 続きまして、欠席者の報告ですが、今総会において欠席者はありません。

---

### 4 会務報告

○会長（渋谷福重君） それでは、続きまして、会務報告に移ります。

事務局、お願いいたします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

---

### 5 議事

#### 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（3件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） 今、補足説明ということであったんですが、その説明というのが、そうっていないというか、もうちょっと細かい内容の補足というのがあるんじゃないんですか。

○事務局 一応、説明、28番、29番につきましては、いずれも〇〇〇〇さんのおじいさん、〇〇〇さんが借りていた案件でございまして、その部分も、こういう解約となります。30番につきましては、後ほど、3条のところ、議案第1号で説明させていただきますけれども、先月の農業委員会定例総会で、空き家物件の農地に付随した物件でございまして、それに伴いまして今回合意解約するものでございます。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといたします。

#### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（6件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号36番、37番の案件について、現地調査の結果を高城地区担当、高橋一博推進委員より説明をお願いいたします。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） 先日、事務局2名と現地を確認した結果、土地については何ら問題のないことを確認してまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号38番の案件について、現地調査の結果を小坂・泉田地区担当、黒田武推進委員より説明をお願いいたします。

○小坂・泉田地区担当推進委員（黒田 武君） 9月1日、事務局と一緒に、本人も交えて現地を確認しました。何ら差し障りないと思いますので、よろしく申し上げます。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号39番の案件について、現地調査の結果を西大枝・川内地区担当、松浦富夫推進委員より説明をお願いいたします。

○西大枝・川内地区担当推進委員（松浦富夫君） 9月12日に事務局と確認しました。これとって問題ありませんので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号40番の案件について、現地調査の結果を徳江地区担当、八巻信詞推進委員より説明をお願いいたします。

○徳江・塚野目地区担当推進委員（八巻信詞君） 9月12日、事務局と現地のほうを確認してまいりました。何ら問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号41番の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当、吉田和男推進委員より説明をお願いいたします。

○貝田・光明寺地区担当推進委員（吉田和男君） 9月1日、事務局と現地を見回りました。何ら問題ないと確認しましたので、よろしくご審議のほどをお願いします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

5番、佐久間委員。

○5番（佐久間久子君） 39番なんですけれども、〇〇〇〇さんて、随分高齢なんですけれども、これの契約に当たっては、誰か事務局とか推進委員とか間に入ったということはあるのでしょうか。それとも、本人同士でというか。ただ随分高齢だし、耳も遠いので。

○事務局 これ、本人同士で、契約のほうは、書類のほうは提出していただきました。なお、高齢なので、〇〇〇〇さんと〇〇さんのほうに、改めて私のほうからも確認の意味で、確認はしておきたいと思っておりますので。

○5番（佐久間久子君） 大丈夫ということですか。

○事務局 はい。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

6番。

○6番（斎藤紀次君） 何点かあるんですけれども、36、37というのは、賃借人の〇〇〇〇さんの経営面積がゼロということなんだけれども、これは本当にゼロなの、経営面積。

○事務局 今まで、小さい形でやっていたんですけれども、今回、農業のほうに専念したいということで、今後、改めて、今、両親がやっているんですけれども、改めて農地も増やして、正式な形だと、新規就農という形でやりたいということでの話は聞いております。

○6番（斎藤紀次君） だから、要するに、今は経営はしていないということ。

○事務局 そうです、はい。

○6番（斎藤紀次君） 全然。

○事務局 はい。

○6番(斎藤紀次君) 手伝いもしていないの。

○事務局 手伝いはしています。

○6番(斎藤紀次君) だから、実際、ここの欄というか、実際はそんな実際やっている面積  
というのを書いていないと、参考、何か全くの新規就農なのという。

○事務局 そうです、大変失礼しました。実際、パートしながら、先ほど言いましたように、  
年間300日、従事しておりますので。

○6番(斎藤紀次君) やっている経緯はあるということだよ。だったら……。

○事務局 ええ、そこは記載のほう。

○6番(斎藤紀次君) 記載として、もうちょっと、所有地ではない、所有地と書けといった  
わけじゃないの、経営面積なので、それはやってもらったほうが、実際の判断、しやすくなる  
というか、だと思いますが。

○事務局 分かりました、はい。

○6番(斎藤紀次君) あとは、先ほど、39と40、これはさっきのだから、18条6項の、補足  
説明をちゃんと、もうちょっと聞きたいという話をしたの、そのことなんで、そもそも何で、  
1回せっかく契約したやつを取り消してまで、改めて同じものを同じ人に3条で申請している  
という案件だ、これ。そのメリットと理由は何なのかなというのが、分からないので、だから  
それは、そういうものを補足として説明していただきたいということです。

○事務局 まず、39番のことだったんですけれども、一応、39番、40番もそうなんですけれど  
も、以前、〇〇〇〇さんのおじいさん〇〇〇〇さんが契約をしたということで、今回、7月に  
お亡くなりになったということで、相続人として八巻大夢さんがなったので、改めての契約の  
し直しという形になります。

基本的にはそういう形になります。

○6番(斎藤紀次君) だったら、その18条6項のほうは、そういう賃借人の名を、もともと  
のおじいさんの名前で出てきていけば別な問題もある。

○事務局 すみません。7月にお亡くなりになった経過があったので、登記のほうも、農協さ  
んのほうに〇〇〇〇の名前で申請して、合意解約をした経過がございますので、それ、今回ち  
よっと、〇〇〇〇のお名前でやらせていただきました。

○6番(斎藤紀次君) もともとの契約は〇〇〇〇ではなくて。

○事務局 〇〇〇〇さんです。

○6番(斎藤紀次君) そのやつなんだね。

○事務局　そうです、はい。

○6番（斎藤紀次君）　そうやってもらうと分かりやすい。

あと1点。〇〇〇〇さんの経営面積、大体、10万平米の経営面積ということで、この人は、大学生でありながら、それをやっていけるとい、そういったことを、いろいろ聞き取りの中で判断されたと思うんだけど、そういうこと、〇〇さんというのはどういう方なのか、実際、経営能力があるのかなのかということが、我々に分かるように説明してほしい。

○事務局　〇〇〇〇さんについては、そもそも、今、大学3年生、福島大学の食農学類の大学3年生ですけども、ずっと、おじいさんの〇〇〇〇さんと一緒に、農作業のほうを年間150日やってきまして、ある程度、農作業への一連の作業については、きちんとなせるとい、できるということで、あとは、この前の総会で佐藤浩信委員からもお話があったですけども、今後、産業振興課のほうで、新規就農ということで、その認定農業者の件も含めて、あと、県の伊達農業普及所、あと農協さんも交えて、そこは、その計画に基づいて、農業経営についてフォローを、やはり指導していくような形で今のところは進めておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○6番（斎藤紀次君）　そこまで、いろいろ営農計画とか、そういったいろんな様々な計画なんかもちゃんと聞き取りはしているということ。

○事務局　しています、はい。

○6番（斎藤紀次君）　それで十分可能であると。

○事務局　はい。あと、正式に、その認定農業者になるという結論を、改めて町と県とJAさんとで正式な会議を開きまして、計画書に十分記入した上で認定されるというような状況になっておりますので、今のところ、それに準じる形となっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○6番（斎藤紀次君）　ということは、町の産業課も、ちゃんとしっかり、そのバックアップ体制を整えた上で、今回の申請が上がっていると、そういうふうに理解していいんでしょうか。

○事務局　ええ、前の総会で、産業振興課長からもお話あったと思うんですけども、そこは十分、産業振興課としてもバックアップしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○6番（斎藤紀次君）　分かりました。

○会長（渋谷福重君）　ほかにございませんか。

高橋委員。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君）　この申請書の中のさっき出た年間従事日数なんです



が、この規定というのはあるのでしょうか。1日1分でもやれば、1日として勘定していいんだか、何時間以上しなくてはいけないんだかという、その規定。

あと、もう一つなんですが、41番の申請書の中で、〇〇〇〇さんと〇〇さんの住所が、福島と桑折と、いろいろな住所が混じっているんですが、統一されていないんですが、これは何か意味があつての住所の統一されていない理由があるのか教えてください。

○事務局 最初の説明書、年間農事従事日数なんですけれども、特に1日とか何時間という、特に、前に県の農業会議で確認したんですけれども、特に定めはなくて、本人の申立てといたしますか、そういう形で、正式なあれはないです。

あと、もう一つ、今、2つ目の澁谷正志さんの住所ですけれども、これ今、20年ぐらい前ですか、福島市のほうに転居されて、今、福島市のほうにおりますので、それでこちらの住所になっております。あと、〇〇さんについては、今回、その空き家に付随した農地、空き家と農地を建設課の空き家バンクに登録しまして、それで、不動産会社を通して空き家と農地を、農地は2人で合わせて5万円なんですけれども、空き家と農地を含めると全部で500万円で売買という形になったということで、この他の半澤さんの住所は桑折町の谷地の住所になっておりまして、こちらの光明寺に来て、住みたいというような話となっております。

以上です。

○6番(斎藤紀次君) 今の件、だから、取消しをしたんですね、前の。別な人に売るということなの。

○事務局 今回のこの用地につきましては、〇〇〇〇さんという方と契約を結んだんですけれども、今回、桑折町の方に空き家と農地を含めて売りたいという話になったので、先ほどの18条の第6項で合意解約して、こちらで、3条で桑折町の方に売るといような経過でありました。

○6番(斎藤紀次君) そもそも、売買契約を破棄したわけ、前のやつを。

○事務局 貸し借りです。

○6番(斎藤紀次君) それは取りやめたということですか。

○事務局 そうです、貸し借りで、今回、この空き家のやつを農地を含めた桑折町の〇〇さんに売りたいので、今結んでいる契約を、貸借もやめたという形になります。

○6番(斎藤紀次君) だから、前の契約って、そもそもが成立していないんですか。取消した18条6項のあれというのは1回成立してない、したの。

○事務局 成立しています。

○6番（斎藤紀次君） 1回成立して、それからやったやつを改めて貸した。取消しではなくて。

○事務局 解約ですね。平成22年4月1日から契約してございましたので、今回解約して、売買するという形になりましたので、よろしくお願いします。

○6番（斎藤紀次君） もともと、随分前から、実際は使っていたと。

○事務局 そうです、平成22年から契約されていまして。貸し借り、貸借のやつで、はい。それを解約して、今回、空き家物件で、農地を含めて売買という形となりました。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） 私が聞いたのは、要するに、契約書の中で、〇〇さんの住所が、もう福島に行っているのに対して、桑折町の住所も使っているんですよね。だから、申請書の中で、それでいいのかどうか。これ少し聞きたかったの。従事日数の件だったんですが、やはり書くときに聞かれるんですよね。今の回答では、極端なことを言うと、5分でも10分でもやったら1日としてカウントしてもいいという判断でいいんですよ。

○8番（佐藤浩信君） 社会通念上なんだそうですけれども、おおむね、1日働いたと見なされる状態で1日だそうです。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） だったら、この日数も。

○8番（佐藤浩信君） 日数って、概ね、その日働いたなど、社会通念上認められるような日数だそうです。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） だから、これを今度受けるときに……。

○事務局 そちらのほうで、日数について私のほうで、県のほうに再度、明確な根拠を含めて。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） 申請書を受けるときに、その日数を必ずチェックしてもらわないと、うちのほうの件なんですけれども、やっぱり300日と上がっているの、これは普通考えられないと思うんで、だから、そこのところはやっぱり受け付けの段階でチェックすべき項目だと思うんで、よろしくお願いしますと思います。

○事務局 分かりました、ええ。高橋推進委員が言われたとおりでございますので、ちょっと、私のほうで改めて本件を含めて確認しまして、後ほど、皆様のほうに周知させていただきますので、よろしくお願いしますと思います。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） お願いします。

○会長（渋谷福重君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

#### 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

では、受付番号2番の案件について、現地調査の結果を、森山地区担当、佐藤正春推進委員より説明をお願いいたします。

○森山地区担当推進委員（佐藤正春君） 受付番号2番について、ただいま事務局説明のとおり、現地確認をしましてまいりました。何ら問題はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

6番。

○6番（斎藤紀次君） 一時転用の期間というのは定めがあるのでしょうか。

○事務局 定めはないんですけれども、一応、申請ということで、許可の日から7か月間ということで申請のほうは上がってございます。

○6番（斎藤紀次君） それは申請書に書いてあるの。

○事務局 お手元の資料のほうには書いてございませんですけれども、行政書士を通じて申請書を書いていただいているんですけれども、その中にも、この日から7か月後で。

○6番（斎藤紀次君） 許可証には期間は入れるの。

○事務局 入れます。一応、県のほうで作成するようになるんですけれども、基本、入れます。

○6番（斎藤紀次君） 農地法の一時転用というのは、何年以内とかと、そうしたら、一時転用に該当するとかといったものはあるのでしょうか。1年以内とか3年以内とか。

○事務局 特に、そこまではないですね。あくまでも、こちらだと上げてあるだけですけれども、それも上げてないと、終了した段階で完了届をもらいまして、それを県のほうに提出して、確認して終了となりますので。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり承認することに決定いたします。

### 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

### 協議第1号 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について

○会長（渋谷福重君） 次に、協議第1号 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【協議第1号 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、何か、ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 何かございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑ないようですので、議事については、これで終了したいと思います。

---

## 6 その他

### （1）次回以降の総会日程について

○会長（渋谷福重君） それでは、その他に移ります。

次回総会日程について、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 【（1）次回以降の総会日程について説明】

○会長（渋谷福重君） ただいま、11月15日という意見が出ましたけれども、ほかにご覧ありませんか。

15日で決定してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 11月は15日、いつもの時間、1時半ということでよろしくお願ひします。

それでは、その他の次に事務局から何かありましたら。

○事務局 大丈夫です。

○会長（渋谷福重君） 最後に、出席の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から何かありましたらお願いします。

○8番（佐藤浩信君） 高橋さんがおっしゃってくれたことに対して我々もちょっとあったんで、調べてもらいたいんだけど、我々、法人になっちゃうと役員ということになるね。そうすると、概ねの日数を常識的な範囲で教えてくださいと言われて、それを税務申告もしなきゃいけないし、あと、機械のアワーメーターなんかも、アルバイトしたやつを届けなくてお金を稼いでみたいなことを思われると困るので、それがあって、基盤法施行規則というやつがあって、14条第1項の3号に、役員の規定、概ねこういうことなんですよというやつが規定されているんだけど、恐らく、そういうやつで、高橋さんが言った労働日数なんかも、ある程度規定はあるはずなのね。だから、それを、町としてこうなんですよと、ある程度指針を出していただけると、それを基にして税務申告するときに大変助かるんだと。

だから、例えば、生産組合なんていうのがあって、お金を出していたり何かすると、それも、ある程度の規定でできちゃうんで、ある程度の指針を町で出してもらえないかな。常識の範囲でと書いてあるんだけど、常識の範囲ってね。お願いします。

○事務局 今おっしゃいました、法人の部分を含めて確認してきますので。

○8番（佐藤浩信君） 基盤法というやつで、ある程度規定されているんで、お願いします。

○会長（渋谷福重君） ほかに。何でも結構ですから、ありませんか。

高橋推進委員。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） 労働力の件で、多分労働力が足りないからという話あったと思ったんですけども、この間、農地パトロールで事務局と話ししたんですが、要するに、地元だけではもう適期作業できるような人材を集めることは不可能になってきているので、今年、共撰場に出労したときに、国見の共撰場に蔵王町から来ている人がいるんですよ。話の中で聞いたら、あっちは、やっぱりそういうのはないみたいなので、だから、広域的なシルバーとか何かも広域的に宮城、白石、あっちのほうからの融通というのはできないものかどうかを聞いてもらいたいなと思ったんですが、要するに、伊達郡、福島関係では、果樹に関しては、目いっぱい苦勞、努力だと思っただけですね。だから、それに携わっていない地区、ここだと、近いと宮城県だと思っただけなので、そこはやっぱりそういう組織が何かあると思っただけなので、そこを探ってもらって、もし労働力、こっちに融通してもらえればありがたいなという感じはするので、それ、ちょっと調べてほしいなと思ったんで、よろしくお願ひしたいと思いま

す。

○事務局 今、高橋委員からおっしゃった、本当に、そういった労働力不足ということで、広域的な部分で、ちょっと調べて、しっかりとしたいと思いますので、よろしくお願ひしたい  
と思います。

○7番（八島富一君） 農協は、毎年、共撰場に関しては、白石まで募集をかけていると思う  
よ。だけれども、蔵王のほうまで行ってか分からないけれども。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） 蔵王から来ているんです、今年あたり。あっちから  
来ているというような話なので。

○7番（八島富一君） 作業が重ならなきゃね。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） そうです、あっちは、果樹といってもナシぐらいは。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

5番。

○5番（佐久間久子君） 農地パトロールの時間の中止の連絡なんですけれども、その日の集  
合時間の10分前とかでは対応し切れないんで、事務局にも都合はあると思うんですけれども、  
私たちも、その場所でといっけて行っているんで、せめて、8時半とか、もうちょっと前ぐら  
いに連絡、いろいろ都合があると思いますけれども、やっぱり10分前では、もう車に乗って、さ  
あ、出かけましょうというときに、今日は中止ですと言われても、ちょっと困るので、その辺  
ちょっと対応してください。

○事務局 先日、森山のほうで、佐久間久子委員と佐藤正春推進委員と、大変申し訳なかつた  
んですけれども、今後そういうことのないように十分気をつけますので、よろしくお願ひした  
いと思います。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） ないようですので、これで本総会を閉じます。

ありがとうございました。

午後2時50分閉会